

休学・復学の手続の整備と公表

作新学院大学大学院学則（抜粋）

（休学、復学）

第27条 学生が疾病その他やむを得ない事由により、3月以上修学することができないときは、所定の手続を経て休学することができる。

2 疾病その他の事由で修学が不相当と認められる者は、休学を命ずることができる。

3 前2項の場合において、休学の事由が消滅し復学しようとするときは、ただちに復学願を提出し、許可を得なければならない。

4 前三項の許可又は命令は、研究科委員会において審議し、学長が意見を求め決定する。

（休学期間）

第28条 休学期間は、1年以内とする。ただし、事情により引き続き休学することができる。

2 休学期間は、通算して修士課程及び博士前期課程にあつては2年を、博士後期課程にあつては3年を超えることができない。

3 休学期間は、修業年限に算入しない。